

平塚市コミュニティ活動助成備品貸付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民団体が市民とのふれあいを通して、地域社会の健全な発展を図る目的をもって行う市民活動に対し、コミュニティ活動助成備品（以下「備品」という。）を貸付けることについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ該当に定めるところによる。

- (1) 市民団体 自治会、町内会、青少年育成団体等コミュニティ活動を行う団体をいう。
- (2) 市民活動 市民団体が行うコミュニティ活動で政治、宗教又は営利を目的とする活動でない活動をいい、平塚市が主催して行う活動も含む。

(貸付備品)

第3条 備品は、別表のとおりとする。

(貸付費用)

第4条 備品の貸付費用は、無料とする。

(貸付期間)

第5条 備品の貸付期間は、貸付けを受けた日から5日以内とする。ただし、市長が特に認めるときは、この期間を延長することができる。

(貸付手続)

第6条 備品を借受けようとする市民団体は、備品を使用する日前7日までにコミュニティ活動助成備品借受申請書を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定により申請書の提出があったときは、市長はその内容を審査し、適当と認めるものに対して、コミュニティ活動助成備品貸付決定通知書を交付するものとする。

(転貸等の禁止)

第7条 借受人は、備品を他に転貸し又は借受けの目的以外に使用してはならない。

(管理義務)

第8条 借受人は、常に善良な管理者の注意をもって備品を使用し、管理しなければならない。

(実績報告)

第9条 借受人は、借受けた備品によって実施した市民活動の実績を活動終了後1週間以内に、コミュニティ活動助成備品使用実績報告書を市長に提出しなければならない。

(貸付けの取消)

第10条 市長は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、備品の貸付けを取消しすることができる。

- (1) 管理又は使用の方法が不適當であるとき
- (2) この要綱又は貸付条件に違反したとき
- (3) 前各号のほか、市長が特に不適當と認めたとき
(事故報告)

第11条 借受人は、借受けた備品を破損又は亡失したときは、コミュニティ活動助成備品事故報告書を市長に提出しなければならない。

(原状回復又は損害賠償)

第12条 借受人は、前条の規定により破損又は亡失(以下「亡失等」という。)した場合は、修理等により原状回復又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長がその亡失等がやむを得ない事情によるものと認めたときはこの限りではない。

(返還)

第13条 借受人は、備品を返還するときは、正常に使用できる状態にし、借受期間満了の日までに指定された場所に返還しなければならない。

(費用)

第14条 備品の借受け、保管、維持管理及び返還に要する費用は、借受人の負担とする。

(様式)

第15条 この要綱の施行について必要な様式は、別に定める。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

備品名	綿菓子機、ポップコーン機、発電機、かき氷機、焼きそば台、 焼き物器
-----	--------------------------------------